

# 第1章

## 計画の概要



## 2 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化、また、隣近所のつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」や、団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口が激減する「2040年問題」といった高齢者にまつわる社会問題も顕在化し、高齢化はとどまることなく進んでいます。

こうした社会状況を背景に、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーの問題などの複雑化・複合化する課題を抱えた世帯、ひきこもりや社会的孤立などの既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など様々な課題が顕在化しており、その解決が求められています。

国では、平成30(2018)年4月に施行された社会福祉法の改正において、住民一人一人がつながり、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、「我が事」、「丸ごと」の地域福祉推進の理念が示されました。

また、令和3(2021)年4月に施行された社会福祉法の改正において、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」を実現するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。それにより、行政内の横の連携を強化し、福祉制度を活用した包括的な支援体制を構築していくことが重要となっています。

本町では、令和2(2020)年3月に「第1次東郷町地域福祉グランドデザイン」(以下「前計画」という。)を策定し、地域における支え合いの仕組みづくりや包括的な支援体制づくりなど、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。

このたび、前計画の計画期間が令和7(2025)年度で終了することから、前計画に基づいた取組を検証し、地域社会を取り巻く変化や、それに伴う新たな課題への対応、そして、さらなる地域福祉施策の充実を図ることを目的に、令和8(2026)年度からの6年間を計画期間とする「第2次東郷町地域福祉グランドデザイン」(以下「本計画」という。)を策定します。

### ■近年の国の主な動き

年月・法律等	概要
令和3(2021)年4月 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	「改正社会福祉法」が令和3(2021)年4月から施行されたことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための、市町村において属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。
令和4(2022)年10月 「第4次自殺総合対策大綱」閣議決定	コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、総合的な自殺対策のさらなる推進・強化の4つの柱に取り組むこととされています。
令和5(2023)年3月 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定	「再犯防止推進計画(第一次)」を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、令和5(2023)年3月「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。就労・居住の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進などの7つの重点課題が位置付けられており、96の具体的施策が盛り込まれています。
令和6(2024)年4月 「孤独・孤立対策推進法」施行	国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国などの責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制などについて定められました。
令和6(2024)年6月 「改正子ども・若者育成支援推進法」施行	国・地方公共団体などが各種支援に努めるべき対象にヤングケアラー(家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者)が明記され、ヤングケアラーへの支援の普及が図られることとなりました。

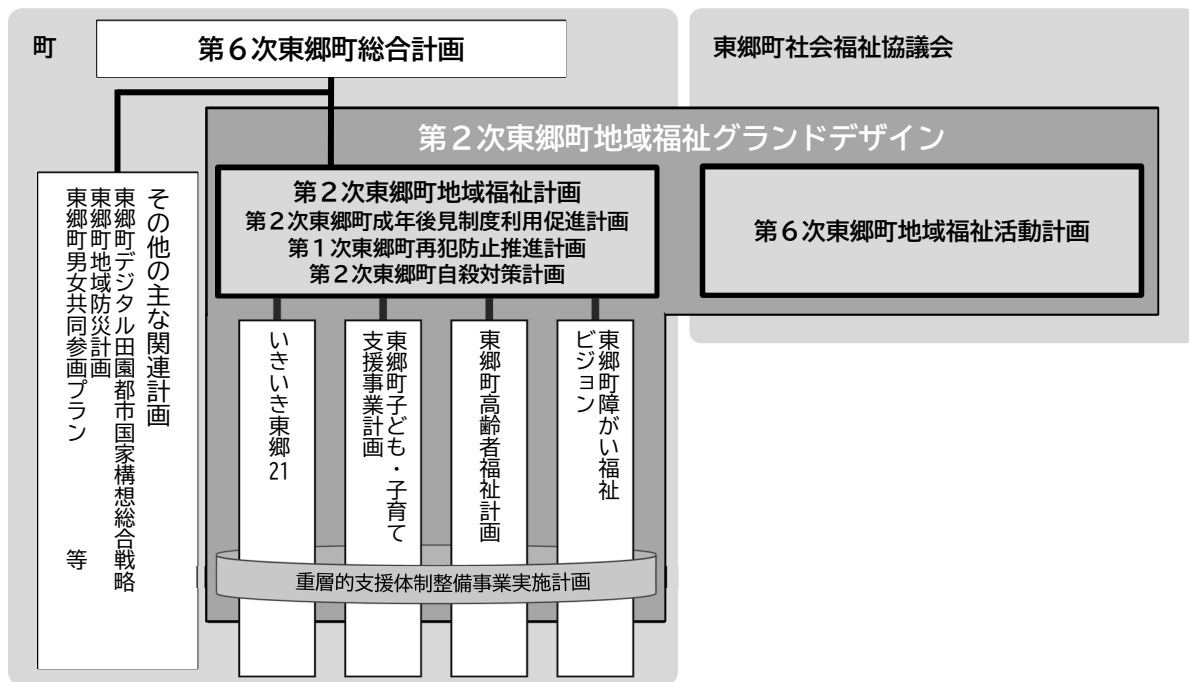
### 3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」及び同法第109条の規定に基づく「地域福祉活動計画」を一体的に策定するとともに、本計画の一部を以下の3つの計画としても位置付けます。

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づき策定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」
- 「自殺対策基本法」第13条第2項に基づき策定する「市町村自殺対策計画」

さらに、東郷町総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種関連計画（東郷町障がい福祉ビジョン、東郷町高齢者福祉計画、東郷町子ども・子育て支援事業計画、いきいき東郷21など）を横断的につなぐとともに、すき間をうめる役割を担っています。

#### ■計画の位置付け



## 4 計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間とします。

### ■計画の期間

	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)
東郷町総合計画	第6次						第7次	
<b>東郷町地域福祉グランドデザイン</b> (地域福祉計画、地域福祉活動計画、成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画、自殺対策計画)	第1次	第2次					第3次	
東郷町障がい福祉ビジョン (障がい者計画)	第5次		第6次					
(障がい福祉計画、障がい児福祉計画)	第7期・第3期		第8期・第4期			第9期・第5期		
東郷町高齢者福祉計画 (老人福祉計画、介護保険事業計画)	第9期		第10期			第11期		
東郷町子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援事業計画、行動計画)	第3期					第4期		
いきいき東郷21 (健康増進計画、食育推進計画)	第3次							

## 5 地域福祉における「地域」の範囲

生活上の様々な課題を解決し、地域で自分らしく安心して暮らし続けていくためには、行政による福祉サービスの提供だけでなく、住民を始め「地域」に関わる全ての人が互いに支え合い、活動していくことが不可欠です。

「地域」の範囲は、活動の内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みがあります。本計画では、各圏域を構成する様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働できるよう、下図の6つの層に分けて重層的に「地域」の範囲を設定し、仕組みづくりを進めます。

### ■本計画における「地域」の範囲

